

## 令和6年度 関東森林管理局分収林評価委員会議事概要

1 日 時 令和6年12月10日(火) 10時00分～11時30分

2 場 所 関東森林管理局 会議室

3 出席者 《委員長》壁村 秀水(技術士(森林部門))  
《委員》橋爪 健(弁護士)、石川 直美(不動産鑑定士)  
《事務局》森林整備部長、資源活用課長、森林整備課長、  
地域業務対策官、業務推進官  
供給計画係長、分収林係長

4 議 題

群馬県富岡市野上 立岩国有林24ヶ3林小班外28箇所の分収育林契約箇所における国による持分の買受金額の算定について

5 議事概要

関東森林管理局から立木評価の考え方、国による持分の買受価格の算定基礎等について説明の後、各議案について審議が行われた結果、適正に評価されていると判断された。

なお、審議で出された主な意見等は次のとおり。

(委員) 設定当時及び買受金額評価時点の評価額の計算要素の労賃単価が契約地により異なる場合があるのはなぜか。

(事務局) 農林水産省及び国土交通省の公共工事設計労務単価を採用しており、県ごとに単価が異なるためである。

(委員) 分収育林契約者は、希望した箇所を契約しているのか。

(事務局) 公募により契約者を募集する際、募集箇所の所在地等を示し希望箇所に応募いただいている。

(委員) 契約者が分収育林契約をしている理由には、どのようなものがあるか。

- (事務局) 契約の理由は契約者ごとに区々であるが、森林整備、環境貢献として契約された方、収益を見込んで契約された方、などの理由が考えられる。
- (委員) 持分買受額に同意しなかった理由は何か。
- (事務局) 買受金額に納得されない方が多いと考えられる。
- (委員) 緑のオーナー制度の一般公募は 15 年間ほどあったが、契約が終了となるのはいつ頃となるのか。
- (事務局) 当局管内の一般公募箇所では、令和 20 年台中ばに契約期間が全て満了する。なお、限定公募による契約は、令和 40 年台に契約期間が満了する契約がある。
- (委員) 設定当初、搬出方法を架線集材として評定した箇所について、今回の持分買受の評定では車両系で評定し、施設費が下がっている箇所と、高くなっている箇所がある。また、同じ搬出方法でも設定当時の額と持分買受評定時の差が大きい箇所があるのはなぜか。
- (事務局) 持分買受評定では、現時点で最も有利な搬出方法を選択しているが、設定当時に比べ人件費や物価等が上昇していること、また、車両系とした場合、地形等により作業道作設距離が長くなるなどが重なり、設定当時の架線集材による経費を上回る結果となったものもある。また、同じ車両系の搬出方法をとったとしても、川（溪）への影響や林地保全などを考慮して作業道作設経路を変更したことなどから搬出距離が長くなり、設定時の経費と差が生じることとなったものと思料する。
- (委員) 持分買受に同意した契約者に買受金を支払った後、すぐに契約地の立木を国で売払いするのか。
- (事務局) 契約箇所の契約者の一部が持分買受金額に同意した場合、その契約者の持分は国へ渡ることとなるが、立木を売払うのかどうかなどの今後の取扱いについては、他の契約者の意向を確認し決定することとなる。  
契約者全員の持分買受で契約が終了した場合、その後の取扱いは、改めて国で検討することとなる。

- (委員) 持分買受金額に不同意となった箇所や、当年度の公売の結果不落等により販売できなかった場合、契約の取扱いはどうなるのか。
- (事務局) 今後の契約の取扱いについて契約者に確認を行い、その結果により次年度の契約の取扱いを決定することとなる。
- (委員) 契約地の間伐などの保育は、どの契約地でも同一に計画、実施されているのか。
- (事務局) 間伐などの保育計画は、設定時に作成したが、設定時の林齢、主伐までの年数などは箇所により異なるため、保育計画の内容は契約ごとに異なる。  
間伐等の実施は、保育計画を踏まえ現地の状況を確認しながら実施している。
- (委員) 立木公売の予定価格はどのように設定しているのか。
- (事務局) 評定要領に基づき積算し設定している。  
持分買受の評定価格についても、これと同じ要領に基づき計算している。
- (委員) 契約期間満了前に持分買受をすることはあるのか。
- (事務局) 満了年度より前に意向を確認することは無い。
- (委員) 契約当初に持分買受制度を契約者に説明していたのか。
- (事務局) 契約当初に持分買受制度は無かったため、契約時における説明は行っていない。
- (委員) 当初、契約書に示されていなかった持分買受を行うことは、オーナーの救済をすることになるのではないのか。  
契約内容のとおり分収時の手続きを行うのであれば、持分買受は要しないのではないのか。

- (事務局) 契約当初は、分収時期に販売できなかった場合についての手続きが制度化されていなかったものの、その後の分収育林制度を廻る状況に鑑みる中、不調不落が続いた場合、早期の契約終了を望んでいるオーナーの皆様のご意向に応えられるよう持分買受の手続きを導入することになったものです。
- (委員) 評定では、搬出時に使用する作業道作設費を経費として見込んでいますが、契約終了後に造林にも使用できるとして、国負担で作業道を作ることにより経費を下げ、評定価格を上げることはできないか。
- (事務局) 国負担で作業道を作ることはできないが、契約地を含め周辺の区域全体の伐採計画を立てる中で、既設の路網の活用や林道整備・改良など、契約地の立木の搬出が有利になるよう取り組んでいる。
- (委員) 獣害の対策をしている箇所としていない箇所があるが理由はなにか。
- (事務局) ニホンシカ、ツキノワグマなどによる立木の被害は、地域差があるため、周辺地域の被害状況を踏まえ、獣害対策を実施している。

以上